瑞穂市監査委員告示第４号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１４項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和８年９月３０日

瑞穂市監査委員　浅村孝司

瑞穂市監査委員　今木啓一郎

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R8.8時点)	回答担当
財政援助団体等監査 R7.10.27 ～ R7.11.28	瑞穂市体育協会 生涯学習課	(1)立替払いについて		改善進行中	立替払いを是正するよう指導しました。 立替払いが必要なら、要綱や内規を定めるよう指導しており、今後整備する見込みです。	生涯学習課
		意見	立替払いは不祥事等が発生する余地があり、リスクの高い会計事務である。人員不足問題もあり立替払いを完全に不可とすることができないのであれば、立替払いに関する要綱等を整備し、厳格に運用をしていただきたい。			
		意見	資金の大半を補助金で運営している団体である以上、個人にポイントが付与される会計処理は適切であるとは言えない。個人が利益を得ているとみられる立替払いが行われないよう徹底していただきたい。	改善進行中	立替払いをしないよう指導を徹底します。 なお、やむを得ず立替払いをした際は支払方法を記録し、個人の利益となっていないことが証明できるよう指導しており、現在改善中です。	生涯学習課
		(2)繰越金について		改善進行中	４月１日から事業が開始されるため、繰越金は必要となります。ただし、繰越金が必要最低限となるよう４月上旬に申請、交付決定が行われるよう事務を見直します。	生涯学習課
		意見	事務手続きに問題がある可能性があるため、体育協会・生涯学習課で協議を行い、補助金の申請や交付決定のどの部分に原因があり補助金の交付が遅くなっているかを洗い出し、事務の見直しを行っていただきたい。			
		(3)備品予算について		改善進行中	計画的に備品を購入するように指導しておりますが、突如計画にない備品購入が必要となるなど、大幅な予算変更が見込まれる際は、あらかじめ生涯学習課に協議すること、備品が必要となった経緯を文書として残すことを指導しており、現在改善中です。	生涯学習課
		意見	補助金申請時の予算額の時点で変更前提の予算積算をしていると思われるため、補助金事業の支出の仕方として適切ではない。事業の予算によって備品の予算が圧迫されているのであれば場合によっては事業計画を見直す必要もあると思われる。少なくとも申請時と大きく異なる予算の支出となる際は補助金申請の担当課である生涯学習課と協議を行い、経緯を文書に残し、適切な支出となるよう心掛けていただきたい。			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R8.8時点)	回答担当
		(4)事務職員について		改善進行中	事業数の調整を指導し、検討中です。 事務職員数については、既存職員の後継者育成のため、令和８年度のみ２名としているが、令和９年度以降は１名で運営する予定です。	生涯学習課
		意見	スポーツを普及奨励するための事業を行うために市は補助金を交付しているが、体育協会の運営に困難が生じるほどの業務が発生すべきではないと考える。現状、事務処理に困難が生じているのであれば事業数の調整を視野に入れていただきたい。また、補助金が増額されれば事務職員を追加で雇用できるとのことであったが、単純に補助金を増額すれば解決するものではないと考える。他市の類似団体と補助金の額・イベントの数や規模・運営体制等を比較し、適切な規模で運営をしていただきたい。			
		(5)請求書類について		改善進行中	先払いをしないこと、請求書・納品書・領収書（ない場合はレシート）を必ず保管することを指導しており、改善中です。	生涯学習課
		意見	先払いかつ請求書がない状態での支払いは、品物が納品されない可能性があるなどリスクのある取引である。補助金を取り扱っていることを念頭に置き、リスクを最小限に抑えるため、納品を確認してから支払いをするという取引を心掛けていただきたい。また、取引が完了した証明となるものが残るようにしていただきたい。			
		(6)体育協会規約について		不（未）措置	一部団体において、競技として活動する場合とレクリエーションとして活動する場合と２通りあります。体育協会として活動内容を把握し、競技として活動する場合は引き続き体育協会が支援していきます。 それぞれの補助内容が重複しないよう申請内容等の確認に細心の注意を払います。	生涯学習課
		意見	体育協会、レクリエーション協会それぞれについて補助金交付要綱が整備され、要綱に従い補助金が交付される。一部のレクリエーション団体では競技性があり、大会等も開催されるため体育協会からの支援が必要な団体であるとの判断から体育協会の規約に文言を残してあるとのことだが、両団体から同じ趣旨の補助がされていないかなどを注意して運用していただきたい。			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容（R8.8時点）	回答担当
		(7)物品等の整理について		改善進行中	物品を整理し不用品を廃棄すること、保管場所を確保することを指導しており、令和8年度中に改善する見込みです。	生涯学習課
		意見	早急に物品を整理し、廃棄等の処理を進めていただきたい。また、物品の保管場所が足りないように見受けられたため、物品の整理後、棚等の整備を検討していただきたい。			
		結果	備品については購入や廃棄の履歴、所在等を記載した備品台帳を作成し、貸出物品については貸出先や貸出期間等を記載した貸出簿を作成して、誰が見ても物品がどこにあるか分かるよう管理すべきである。		備品台帳、貸出台帳を整備するよう指導しており、令和８年度中に改善する見込みです。	生涯学習課
		(8)議事録について		改善進行中	議事録を作成すること、閲覧できるようにすることを指導しており、令和８年度中に改善する見込みです。	生涯学習課
		結果	体育協会規約第24条に「すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者代表2名以上が署名捺印の上これを保管する。」とあるにもかかわらず議事録を作成していないのは問題である。会議を開催した際は議事録を作成し、容易に閲覧できるようにすべきである。			
		(9)管理棟委託金の支払いについて		措置済	前期（４～９月分を１０月に請求）、後期（１０～３月分を４月に請求）の年２回の請求に変更済です。	生涯学習課
		意見	事務手続き見直しの余地はあるようだが、管理委託金の支払いは基本的に後払いとなるため、体育協会と生涯学習課で協議を行い、事務効率が最良となる方法により処理していただきたい。			
		(10)決裁書類について		措置済	決裁文書回覧中に不備や間違いが発見された場合は、起案者が修正し、再度回覧します。	生涯学習課
		結果	決裁文書の添付書類に確認事項が発見された場合は決裁前に確認すべきであり、また、修正可能な筆記用具での書き込みや修正は行うべきではない。その他、決裁文書として疑義が生じるような操作を行わず、適正な文書作成を心掛けるべきである。			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容（R8.8時点）	回答担当
定期監査 R8.1.30	都市開発課	(1)教示文について		不（未）措置	引き続き、補助金の事前相談の際に申請者に対して手続の流れを説明するとともに、交付決定の取消しなどの際には適切に事務を執行していきます。	都市開発課
		意見	補助金の交付決定が行政処分であるかには、一定の考慮の余地があるため、教示をしないことは理解する。ただし、交付決定の取り消しなどの際には、補助金申請者の不利益にならないよう事務を執行していただきたい。			
		(2)補助金交付要綱について		措置済	令和８年４月３０日に瑞穂市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱の全部を改正し、補助金の額の記載を改めました。	都市開発課
		意見	瑞穂市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第５条第１項第５号イ（ア）では補助金の額について「事業に要する費用に0.23を乗じて得た額以内の額とし、1戸当たり97万8,600円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。」と規定している。上限額を定めたうえで、ただし書により端数計算をすることとなっている。上限額を100円単位で規定していることを鑑みると、ただし書の端数調整が1,000円未満の額に対してであることは疑問が生じる。他自治体も参考に確認いただき、適切に対応していただきたい。			
		(3)備品管理について		措置済	廃棄漏れ備品も含め、全体の備品を確認し、廃棄手続きを行いました。	都市開発課
		結果	廃棄漏れとなっている備品については速やかに廃棄手続きを行うとともに、その他廃棄漏れとなっていないか全体の備品を確認すべきである。			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 （R8.8時点）	回答担当
定期監査 R5.2.7	生涯学習課	(6)現地調査又は調査等の実施について		改善進行中	地方自治法及び瑞穂市補助金交付規則に規定された調査等について、必要に応じて適時に実施します。また、各種団体の総会に、担当者が出席し、各事業について確認を行います。	生涯学習課
		結果	体育協会は1,300万円超、文化協会には、約680万円の補助金を当初申請で交付している。 また、他の団体についても、多額の補助金を交付している。 今回の監査は財政援助等監査ではないため、各団体の詳細をチェックしていないが、疑念の生じるところが複数見受けられた。 補助金規則にも現地調査、調査等の規定があるため、生涯学習課においては、計画的かつ定期的に、また適時に調査を実施すべきである。			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 （R8.8時点）	回答担当
定期監査 R3.10.15	市民協働安全課	(4)自治会活動振興交付金について		措置済	これまで、自治会員の親睦は地域コミュニティの醸成に重要な役割を果たしていることから、親睦会（飲食含む）が自治会活動の一環として実施されてきたことを踏まえ、当指針の趣旨を説明しつつ、補助金申請や報告内容の確認時に順次個別対応を行い是正に努めてまいりました。 現在では、自治会に対し当指針の内容を周知し、概ねご理解いただいているものと考えております。	市民協働安全課
		意見	瑞穂市補助金等の交付に関する指針で、補助対象として相応しくない支出について「交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費、積立金、慰安的な旅行に要する経費など受益者負担で賄うべき経費は補助対象外経費とする。」となっている。 自治会活動において、親睦会（飲食）はあらゆる場で不可欠であると考えられるが、交付金の財源が公金であることから、瑞穂市補助金等の交付に関する指針（補助金）に準じて親睦会（飲食）を交付金の対象外経費として検討していただきたい。			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容（R8.8時点）	回答担当
財政援助団体等監査（瑞穂市商工会） R3.10.6 ～ R4.1.21	瑞穂市商工会 商工農政観光課	瑞穂市商工会について				
		（1）振興資金引当預金について		改善進行中	商工会からは市の新庁舎への入居の可能性や、会館を新設した場合の市の財政援助の有無を考慮し判断したいとの意見があったことから、市の新庁舎建設の検討状況に応じ随時協議することとしたが、まだ検討が商工会の件まで及ばない状況です。	商工農政観光課
		結果	商工会によると、振興資金引当預金は、商工会館の建設や取得等を目的とした預金であるが、現在は商工会館を建設する計画はないとのことであった。 商工会館を建設する計画がないのであれば、振興資金引当預金は、余剰資産となり市から補助金を受ける理由がないため、早急に計画を定め、振興資金引当預金の活用を検討すべきである。			